

平成27年2月18日制定

## 酒々井町審議会等の会議の公開に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、審議会等の会議を公開することにより、その審議の状況を町民に明らかにし、審議会等の運営の透明性及び公平性を確保するとともに、町政に対する町民の理解を深め、もって開かれた町政の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、町の事務又は事業について、町民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、町民、学識経験者等を構成員として実施機関（酒々井町情報公開条例（平成13年酒々井町条例第21号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する機関をいう。）に設置された審議会、委員会、協議会等をいう。

### (会議の公開)

第3条 審議会等の会議は、法令等に特別の定めがあるものを除き、これを公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 当該会議において、条例第7条各号に規定する情報（以下「不開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等をする場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められるときで、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合

### (会議開催の事前公表)

第4条 審議会等は、全部又は一部を公開する会議を開催するに場合は、当該会議の開催予定日の1週間前までに次の各号に掲げる事項について公表するものとする。ただし、当該会議を緊急に開催する必要が生じた場合等において、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審議会等が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、庁舎内への掲示を行うとともに、町ホームページ等により広く町民への周知に努めるものとする。

(会議の公開の方法等)

第5条 審議会等の会議の公開の方法は、当該会議の会場内に傍聴席を設け、傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 傍聴を希望する者が前条第1項第5号の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、審議会等の長が必要と認めるときは、抽選その他の方法によることができる。

3 審議会等は、会議を公開する際、酒々井町審議会等傍聴要領(別記第1号様式)を傍聴人に配布すること等により、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場内の秩序維持に努めるものとする。

(会議資料の閲覧)

第6条 審議会等は、会議の全部又は一部を公開するときは、傍聴人に当該会議に付する会議資料(不開示情報が記載されているものを除く。)を傍聴人の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成)

第7条 審議会等は、会議の公開の有無にかかわらず、当該会議の終了後、速やかに当該会議の会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第8条 審議会等は、その全部又は一部が公開された会議に係る前条の会議録の写し(当該会議録に不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報に係る部分を除いたものの写しとする。)及び当該会議の会議資料を一般の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努めるものとする。

(審議会等の設置状況の報告)

第9条 審議会等の庶務を所管する課等の長は、審議会等を設置したときは、速やかに、その旨を審議会等報告書(別記第2号様式)により総務課長に報告するものとする。審議会等の設置状況について変更があったとき又は審議会等を廃止したときも、同様とする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第10条 会議の公開等について他に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 別 記

### 第1号様式（第5条第3項）

#### 酒々井町審議会等傍聴要領

#### 審 議 会 等 名

- 1 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。  
（審議会等の長が、抽選その他の方法によると認めたときを除く。）
  
- 2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項
  - （1） 傍聴人は、会議を傍聴する場合は、議長及び係員の指示に従ってください。
  - （2） 会場内では、発言、質問等はできません。
  - （3） 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向等を表明しないでください。
  - （4） 会場内で、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、議長が認めた場合は、この限りではありません。
  - （5） 会場内において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり旗等を携帯したり、鉢巻、腕章等を着用しないでください。
  - （6） その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなるような行為はしないでください。
  
- 3 傍聴人が上記のことを守っていただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

第2号様式（第9条）

審 議 会 等 報 告 書

年 月 日

（あて先）総務課長

所管課長

次のとおり審議会等を設置（変更・廃止）しましたので、酒々井町審議会等の会議の公開に関する要綱第9条の規定により報告します。

設 置

所 管 課 等 名	
審議会等の名称	
設 置 根 拠	
設 置 年 月 日	
所 掌 事 務	
そ の 他	

変 更

審議会等の名称	
変 更 事 項	
変 更 年 月 日	

廃 止

審議会等の名称	
廃 止 年 月 日	